

ID: 1709

担当部署: 子ども家庭課

<b>処分の概要</b>	公私連携法人の指定の取消し		
<b>法令名 根拠条項</b>	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 第34条第11項		
<b>法令番号</b>	平成18年法律第77号		
<b>【基準】</b>			
法第34条第10項及び第11項の規定による。 (公私連携幼保連携型認定こども園に関する特例)			
第34条			
10 市町村長は、公私連携幼保連携型認定こども園が正当な理由なく協定に従って教育及び保育等を行っていないと認めるときは、公私連携法人に対し、協定に従って教育及び保育等を行うことを勧告することができる。			
11 市町村長は、前項の規定により勧告を受けた公私連携法人が当該勧告に従わないときは、指定を取り消すことができる。			
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和3年7月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日